

2020年6月18日一部改訂

一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構 データベースの利用に関する規約

本規約は、一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構（以下「当財団」といいます。）が一般会員に対して提供するがん細胞株、F-PDO、F-PDX データベース等（以下「本データベース」といいます。）の利用について定めるものです。本データベースを利用する一般会員は、本規約の内容をすべて同意し、また遵守することに同意したものとみなします。本規約の内容に同意できない方は、本データベースを利用することはできません。

第1条（定義）

1. 本規約において「一般会員」とは、当財団会員規約第3条に規定する一般会員をいいます。
2. 本規約において「F-PDO」とは、公立大学法人福島県立医科大学（以下「福島医大」といいます。）が樹立及び保有するがん組織由来培養細胞（塊）（Patient-derived tumor organoid）をいいます。
3. 本規約において「F-PDX」とは、福島医大が樹立及び保有する患者由来腫瘍組織片（Patient-derived tumor xenograft）をいいます。
4. 本規約において「不可抗力」とは、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、感染症その他公衆衛生に関わる事象、国または地方公共団体の行為または規制など、当財団のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

第2条（利用の権利）

1. 当財団は当財団の一般会員に対し、本データベースのユーザーID 1本を発行します。
2. 前項により発行されるユーザーID は、一般会員に所属する者のみが利用できるものとします。
3. 一般会員は、ユーザーID を、一般会員以外の第三者に譲渡、貸与、利用許諾又は開示することはできません。
4. 一般会員においては、一部のデータベースについて、その利用に応じた利用経費をいただくことがあります。

第3条（利用環境の設定）

一般会員は、本データベースを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェアの設定等を自己の負担及び責任において行うこととします。また、当財団は、本データベースの利用に関連して一般会員が自己の有するソフトウェア、ハードウェア、その他ドキュメント・ファイル等の各種アプリケーション及びこれらにおいて利用されるデータ類について損害を被ったとしても賠償責任を負いません。

第4条(ユーザーID 及びパスワードの管理)

1. 一般会員は、当財団が通知したユーザーID 及びパスワードを用いることによってのみ本データベースを利用することができます。
2. 一般会員以外の者が当財団より一般会員に発行されたユーザーID 及びパスワードを使用することはできません。
3. 一般会員は、ユーザーID 及びパスワードについて次の事項を遵守するものとします。
 - ① ユーザーID 及びパスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、ユーザーID 及びパスワードが第三者に漏洩した場合には、直ちに当財団に対し、その旨を連絡すること
 - ② 一般会員以外の第三者との間のユーザーID の共同利用、及び、一般会員以外の第三者へのユーザーID の利用の再許諾が行われないう管理すること
4. 一般会員の使用上の誤りや第三者による不正使用等により、一般会員に損害が発生したときであっても、当財団は一切の責任を負いません。

第5条(権利・帰属・著作権)

本データベース及びそこに含まれる全てのデータに係る権利(著作権を含むがそれに限らない。)は福島医大が有しており、一般会員が以下の行為を行うことは著作権侵害となる場合があります。

- ① データの一部又は全部を当財団に無断で転載すること
- ② データの一部又は全部を当財団に無断で改変若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載すること

第6条(禁止事項)

一般会員は、本データベースの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ① 前条①及び②の行為
- ② 第三者へのコピーまたは転送
- ③ 当財団の事前の許可を得ずに行う再配布または二次配布
- ④ 法令または公序良俗に違反する行為
- ⑤ 犯罪行為に関連する行為

- ⑥ 本データベースに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ⑦ 不正な目的を持って本データベースを利用する行為
- ⑧ 第三者に不利益、損害を与える行為
- ⑨ 本データベースの利用に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ⑩ その他、当財団が不適切と判断する行為

第7条(利用の停止等)

1. 一般会員に第4条各項のいずれかに反する行為、第5条各号のいずれかに該当する行為又は前条各号のいずれかに該当する行為があった場合、当財団は、当該行為を行った一般会員による利用を予告なしに停止することがあります。
2. 一般会員に第4条各項のいずれかに反する行為、第5条各号のいずれかに該当する行為又は前条各号のいずれかに該当する行為があった場合、当財団は、当該行為を行った一般会員に対し損害賠償請求権等の法的措置をとる場合があります。

第8条(一般会員情報の取扱い)

当財団は、一般会員が当財団に提供した情報、データ、閲覧した記事の内容等を、一般会員の個別の名称を特定できない形での統計的な情報として、当財団の裁量で、利用及び公開することができるものとし、一般会員はこれに異議を唱えないものとします。

第9条(掲載情報)

1. 当財団は、本データベースに掲載されている情報の正確性については万全を期していますが、本データベースの利用に伴い、一般会員に不利益や損害が発生したとしても、当財団はその責任を一切負うものではありません。
2. 当財団は、本データベースの管理運営の必要上、一般会員に事前に通知することなく、当財団又は福島医大の判断によって本データベースで公開されている情報の追加、変更、修正、削除を行う場合があります。当財団は、いかなる場合においても、該当の情報の追加、変更、修正、削除等により一般会員に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
3. 当財団は、本データベースの管理運営の必要上、ユーザーID 及びパスワードを一般会員の事前許諾を得ることなく、変更する場合がありますが、その間、一般会員及び一般会員が本サービスを利用できないことによって、一般会員に不利益や損害が発生したとしても、当財団はその責任を一切負うものではありません。

第10条(公開停止・廃止)

当財団は、以下のいずれかに該当する場合には、一般会員又は一般会員に事前に通知することなく、本データベースの全部又は一部の提供を停止又は廃止することができるものとします。

- ① 本データベースに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- ② コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- ③ 不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- ④ その他、当財団が停止又は廃止を必要と判断した場合

当財団は、本条により当財団が行った措置に基づき一般会員又は一般会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第11条(本サービスの変更)

当財団は、一般会員に事前の通知をすることなく、必要に応じて本データベースの内容を随時変更できるものとします。

第12条(規約の変更)

本規約は、法令の改正、社会情勢の変化、コンピュータ技術の進歩等によって妥当性を欠くことになったと当財団が判断した場合には改訂します。その場合、当財団は一般会員に対して改訂の内容を速やかに告知するものとします。

第13条(規約外の定め)

本規約に定めのない事項については、民法等の法令によるほか一般会員と当財団との間で誠意を持って協議し、解決するものとします。

第14条(準拠法及び合意管轄)

本規約の準拠法は日本法とします。

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。